

● 経営改善支援体制

当金庫では、経営改善支援について「お取引先の強みを生かし」「お取引先の視点にたつて」「お取引先と一体となって」経営改善に取り組むことを基本方針とし、地域経済の活性化を目的として平成15年に、「企業支援センター（現・経営改善支援チーム）」を創設しました。また、より専門性の高い再生支援に取り組んでいくため、令和5年に融資統括部経営改善支援センターを創設しました。

経営改善支援センターには、事業再生に関する専門的な

知識を有する職員を配属、また経営改善支援チームには支店長経験者などのベテラン職員を配属し、お取引先ごとに具体的な経営改善方針や再生スキームを策定したうえで、大阪府中小企業活性化協議会などの外部機関とも積極的に連携しながら、経営改善支援に取り組んでいます。

また中小企業庁「バリューアップ支援事業（Vアップ事業）」を活用し、お取引先の資金繰り管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善への取り組みも行っています。

● 経営改善支援の取り組み状況

当金庫では、お取引先の中で経営改善支援が必要な先（令和6年度は226先）を選定し、お取引先ごとに具体的な経営改善計画や企業再生計画を策定したうえで、お取引先、営業店、本部が一体となって、経営改善支援に取り組んでいます。

具体的には、経営改善支援チームの専門スタッフによる経営課題についての助言・提案や、関係部署と連携してビジネスマッチング支援、技術開発支援などにも取り組んでいます。また、重点的に経営支援が必要なお取引先に対しては、経営改善支援センターが専門的な知識を生かして個別に経営改善にあたるとともに、外部機関との連携のもと、抜本的な事業再生に取り組んでいます。

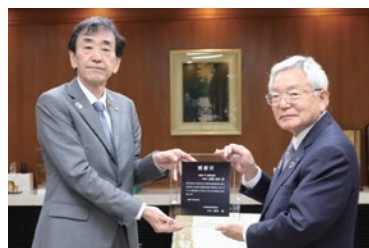
併せて、中小企業診断士などの専門家を派遣するなど、きめ細かな経営改善サポートを実施しています。再生支援が必要なお取引先には、貸付条件の変更を行うほか、大阪府中小企業活性化協議会とも連携し、事業再生方針の策定とその実施に取り組んでいます。

さらに、原材料価格高騰や人手不足等の影響を受けたお取引先企業の本業支援、経営改善支援を強化するため関連部署が連携してお取引先企業の課題解決に取り組んでいます。本部職員が支援を必要としているお取引先を訪問しヒアリングを実施、その中で経営上の問題点や課題を洗い出したうえで、必要な支援（本業支援や経営改善支援）を企業支援部や経営改善支援センター、国際部などの本部各部が連携して対応しています。そのほか、地域成長・創業を支援するため、大阪信用保証協会等と連携して「City・Simpoステップアップファンド」を創設し、経営改善に取り組むにつつ、次の成長が見込める企業等を支援しています。

また、府内中小企業金融の円滑化や創業支援、経営改善支援に顕著な功績があったとして、昨年に引き続き大阪信用保証協会から「経営改善支援表彰」ならびに「創業推進表彰」を受けました。

さらに、店舗表彰を兵庫県信用保証協会から尼崎支店が、奈良県信用保証協会から古市支店がそれぞれ受賞しました。

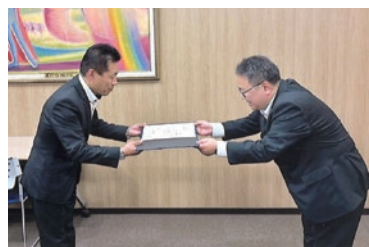
なお、当金庫は中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けています。お取引先の持つ潜在能力・底力を引き出し、収益改善・経営力の強化を図るなど、支援機能の発揮に取り組んでまいります。



大阪信用保証協会 新井理事長（左）から感謝状を受ける高橋理事長（受賞時）



尼崎支店



古市支店

● 地域金融円滑化のための基本方針 （中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応）

大阪シティ信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、取り組み方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ →



● 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ →



● 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

当金庫が策定する「経営者保証に関する取組方針」に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和6年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は26,843件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は76.7%、保証契約を解除した件数は807件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は5件です。

